

時間の講義又は192時間の演習 (travaux dirigés) 又は288時間の実習 (travaux pratiques) あるいはこの三者の組合せで相当する時間に従事することと規定していた (第7条第3項)。しかしながらあまりに硬直的な当該規定は、実際には厳密には運用されず、教育に従事する時間はある程度柔軟に決定されてきた (Communiqué de QSF du 11 avril 2009) ⁸。この勤務時間に関する規定は前述政令第2009-460号で廃止され、個々の教員について各機関で定めることとされた (後述)。他方、中等教育教員は、演習又は実習に年間384時間従事する (政令第93-461号第2条第1項)。但し、講義に従事する場合は、講義1時間あたり1.5時間の換算で当該384時間に算入する (同第2項)。

1-3. 大学評議会(CNU)⁹

大学評議会 (Conseil national des Universités: CNU) は、大学教授職の管理を行うために設置された国民教育大臣の諮問機関である。その起源は1945年に設置された大学諮問委員会 (Comité consultatif des universités) で (オルドナンス第45-2631号)、その後幾度かの名称変更を経て現在の大学評議会 (CNU) となっている (政令第87-31条、政令第92-70条)。

大学評議会 (CNU) は、大臣の諮問を受けて、全大学の教員=研究員の資格審査を行うとともに、採用や昇進についての答申を行う。CNU には下部組織として研究領域毎に分科会 (section) が置かれ、これらの分科会は研究領域群毎の部門 (groupe de sections) のいずれかに分属する (政令第92-70条第2条)。部門・分科会の構成は表 1の通りである。

表 1 大学評議会 (CNU) の部門 (groupe) 及び分科会 (section) の構成

	部門	分科会
社会科学	1	section 01 - Droit privé et sciences criminelles section 02 - Droit public section 03 - Histoire du droit et des institutions section 04 - Science politique
	2	section 05 - Sciences économiques section 06 - Sciences de gestion
人	3a	section 07 - Sciences du langage : linguistique et phonétique générales section 08 - Langues et littératures anciennes

⁸このことは国民教育省の報告書 (Schwartz et al, 2008) も負担軽減が行われてきたことを認めている。

⁹本項の記述は、特に記した以外は、以下の CNU 常設委員会の Web サイトに基づいた。

<http://www.epcnu.fr/sectionsCnu.htm>

文 科 学		section 09 - Langue et littérature françaises section 10 - Littératures comparées
	3b	section 11 - Langues et littératures anglaises et anglo-saxonnes section 12 - Langues et littératures germaniques et scandinaves section 13 - Langues et littératures slaves section 14 - Langues et littératures romanes : espagnol, italien, portugais, autres langues romanes section 15 - Langues et littératures arabes, chinoises, japonaises, hébraïque, d'autres domaines linguistiques
	4a	section 16 - Psychologie, psychologie clinique, psychologie sociale section 17 - Philosophie section 18 - Architecture (ses théories et ses pratiques), arts appliqués, arts plastiques, arts du spectacle, épistémologie des enseignements artistiques, esthétique, musicologie, musique, sciences de l'art section 19 - Sociologie, démographie
	4b	section 20 - Ethnologie, préhistoire, anthropologie biologique section 21 - Histoire, civilisations, archéologie et art des mondes anciens et médiévaux section 22 - Histoire et civilisations : histoire des mondes modernes, histoire du monde contemporain ; de l'art ; de la musique section 23 - Géographie physique, humaine, économique et régionale section 24 - Aménagement de l'espace, urbanisme
自 然 科 学	5a	section 25 - Mathématiques section 26 - Mathématiques appliquées et applications des mathématiques
	5b	section 27 - Informatique
	6	section 28 - Milieux denses et matériaux section 29 - Constituants élémentaires section 30 - Milieux dilués et optique
	7	section 31 - Chimie théorique, physique, analytique section 32 - Chimie organique, minérale, industrielle section 33 - Chimie des matériaux
	8	section 34 - Astronomie, astrophysique section 35 - Structure et évolution de la terre et des autres planètes section 36 - Terre solide : géodynamique des enveloppes supérieure, paléobiosphère section 37 - Météorologie, océanographie physique de l'environnement
	9	section 60 - Mécanique, génie mécanique, génie civil section 61 - Génie informatique, automatique et traitement du signal section 62 - Énergétique, génie des procédés section 63 - Génie électrique, électronique, photonique et systèmes
	10	section 64 - Biochimie et biologie moléculaire section 65 - Biologie cellulaire

		section 66 - Physiologie section 67 - Biologie des populations et écologie section 68 - Biologie des organismes section 69 - Neurosciences
薬学	11	section 85 - Personnels enseignants-chercheurs de pharmacie en sciences physico-chimiques et ingénierie appliquée à la santé section 86 - Personnels enseignants-chercheurs de pharmacie en sciences du médicament et des autres produits de santé section 87 - Personnels enseignants-chercheurs de pharmacie en sciences biologiques, fondamentales et cliniques
人文科学	14a	section 70 - Sciences de l'éducation section 71 - Sciences de l'information et de la communication section 72 - Épistémologie, histoire des sciences et des techniques section 73 - Cultures et langues régionales
	14b	section 74 - Sciences et techniques des activités physiques et sportives
	20	section 76 - Théologie catholique section 77 - Théologie protestante

各分科会は同数の教授及び准教授から構成され、そのうち2/3は立候補者の中から選挙で選出され、残る1/3は国民教育省によって任命される（同第3条）。委員の任期は4年で、1回に限って再任が可能である（同第9条）。各分科会は、委員の互選によって委員長（教授から1名）、副委員長（教授及び准教授から各1名）、補佐役（分科会の規模によって1又は3名、1名の時は准教授で3名の時は教授1名及び准教授2名）を選出し、これらの者は各分科会の執行部（bureau）を構成する（同第12条）。全分科会の執行部は常設委員会（commission permanente: CP-CNU）を構成し、CP-CNUは分科会間の協力や整合性確保に努めるとされる（同第12-1条）。

CNUは、大学教員の採用・昇進についての資格審査を行う。2010-2011年の准教授・教授への資格審査では、21,409件（複数の分科会に応募する者があるため人数では12,675）の応募があり、10,718件（8,031人）が合格して資格を得た（DGRH, 2011）。合格者数は教員の募集数とは無関係であり、資格審査自体は教員の雇用政策と直接には連動していない（Aghion & Cohen, 2004）。

こうした全国規模の資格審査は、全般的な質の維持や大学における情実人事の排除等の観点から関係者に幅広く受け入れられている。しかし他方において、学問領域間の調整ができない、既存の領域に有利で新しい領域が発達しにくい、大学における人事に関する個別の事情を反映しにくい、外国で教育を受けた者の雇用が困難である、あるいは大学の自律性を阻害するといった様々な課題が指摘されてきたのも事実である（Aghion & Cohen, 2004 ; CPU, 2003 ; Schwartz

et al, 2008)。これら諸課題の多くは、CNU に代表される大学教授職と大学長会議（CPU）に代表される機関との間の緊張関係が顕在化したものと受け止められるが、後述するように2007年の大学自由・責任法（LRU）制定—LRU は特に人事に関する裁量拡大を目指したものである（Schwartz et al. 2008）—を受けた2009年の教員＝研究員についての制度改革（政令第2009-460号の制定）の対象とされている。

2. 大学教員の養成・採用・昇進

本項では、主として教員＝研究員の養成から准教授への採用教授への昇進について記述し、その他の教員については最後に若干言及する程度に止める¹⁰。

2-1. 養成

大学教員（教員＝研究員）として採用されるには、原則として、関係する分野の博士号を取得していなければならない。大学において博士課程を提供するのは博士学院（*école doctorale*）¹¹であるが、大学教員になるための特別な教育訓練（教授法等）の実施にかかる国の枠組は設定されておらず、博士学院は基本的には当該教育訓練を履修者に提供していない（IGAENR, 2009）。

他方において国は、学外の共用施設として全国14箇所¹²に高等教育教員入門教育センター（*Centre d'initiation à l'enseignement supérieur: CIES*）を設け、特別研究員から選抜される教育支援研究員（*moniteur*）（前述）を対象として、大学教育の実践に必要とされる研修を実施してきた¹²。教育支援研究員は大学で指導教員の下で教授法の指導を受けながら、CIES において大学教員に必要とされる知識・技能を修得するための訓練を受ける。

特別研究員及び教育支援研究員にかかる制度は、政令第2009-464号によって、2009-2010年度募集分より博士契約（*contrat doctoral*）制度に置き換えられ、それに合わせて CIES は国直営の施設から大学間共用施設（*service interuniversitaire*）へと転換されることとなった（DGESIP, 2009）。CIES は、現在、当該年度以前に採用された教育支援研究員の指導に当たる

¹⁰本項において、法令及び出典を明記した以外の記述は、以下の国民教育省の Web サイトに基づいて行った（平成23年5月18日参照）。

<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/pid20005/concours-emploi-et-carrieres.html>

¹¹学内の複数の UFR 等や学外の機関の協力によって大学等に開設された博士課程を提供するためのプログラム。開設には国民教育省による適格認定（*accréditation*）が必要である。他の訳語として、「博士教育センター」や「博士課程研究科」などがある。詳細は大場（2009）、夏目（2007）参照。

¹²CIES については大場（2007）及び夏目（2006）参照。

一方で、博士契約を締結した契約博士学生 (doctorant contractuel) を対象として募集・採用された者への指導を大学から委託される形で実施している。

2-2. 資格の取得

博士号取得後、大学教員を目指す者は、大学評議会 (CNU) が行う准教授になるための資格審査に申請し合格しなければならない (教育法典 L. 952-6条 ; 政令第84-431条第24条)。CNU への申請は各分科会 (section) に付され、各分科会は教育法典 L. 952-3条で規定された教員＝研究員の職務 (前述) に照らしつつ、候補者の諸活動実績を検討して資格審査を行う (政令第84-431条第24条第1項)。資格審査は執行部に指名された2名の審査員 (rapporteur) が担当し、必要に応じて外部の専門家の意見 (文書) も求めつつ、審査結果について報告書をまとめて分科会に提出する。それに基づいて分科会は、合格者の一覧をアルファベット順に作成し、また掲載されなかった者には文書で不合格の理由を通知する (同第2～4項)。資格審査に2年連続して不合格になった者は、分科会が分属する部門 (関係分科会執行部で構成) に対して不服申し立てをすることが可能である (同第5項)。

審査は通常年1回であり、秋に申請を受け付けて、申請者は年末までに審査員に必要書類を送付する。2010-2011年の審査では、17,988件の申請 (複数の分科会に申請する者があるので申請者は10,460人) があり (但し、うち3,213件は審査資料未提出等で審査されず)、そのうち8,796件 (6,472人) が登録された。合格率は申請件数で49%、審査件数で60%、人数で62%であった (DGRH, 2011)。資格審査の対象は前述の通り教員＝研究員の活動全般に関わる事項であるが、実際の審査の判断は研究業績に基づいており、教育活動実績や教授能力は殆ど考慮されない (Dejean, 2002)。

この資格を得ることによって、准教授職に応募することが可能となる。資格の有効期間は登録年の最終日から起算して4年であり (政令第84-431条第24条第7項)、その間に准教授として採用されなければ再度資格審査を受けなければならない。他方、准教授職への就職活動を行いつつ、非常勤職である教育研究補助員 (ATER) に就いて (雇用期間最長4年)、教育研究に従事することが可能である。なお、ATER 職には、博士号が1年以内に取得できる見込みの者も応募することができる。

2-3. 准教授の採用

准教授職の設置は国民教育省によって行われ、その新設や現職者の転職・退職を受けて、同省の定める手順に従って各大学は公募を行う¹³（政令第84-431条第25条）。公募対象は大学評議会（CNU）の資格審査に合格した者に限定されていたが、2009年の制度改正によって、例外として国外の高等教育機関で同等の地位にある者についても公募対象に含めることが可能となった（同第22条第2項）。

公募を受けて、応募者の審査を担当するのは選考委員会（comité de sélection）である。選考委員会は、従来当該審査を担当していた専門家委員会（commission de spécialistes）¹⁴に代わって設けられた学内組織である（LRU 第25条）。選考委員会は、管理運営評議会（conseil d'administration）¹⁵（教員＝研究員及び研究員のみ）の決定に基づいて設置され、半数以上の外部者を含む教員＝研究員で構成される（専門家委員会は内部者のみで構成）。その任命は、学長の推薦に基づいて管理運営評議会（教員＝研究員のみ）が行う（専門家委員会では約2/3の委員は選挙で選ばれ、残りは管理運営評議会（教員＝研究員の委員のみ）の推薦に基づいて学長が任命）。但し、半数以上は、学術評議会の意見を聴取した上で関係する学問領域から選ばなければならない。この制度改正は、従前の専門家委員会が学内者のみによって構成されていて、学内からの候補者が不当に優遇されて流動性の阻害要因になっているといった批判に応えたものである。

学内における審査の基準は多様ではあるが、第一義的には研究成果に基づくといわれる（Dejean, 2002 ; Paivandi, 2010）。しかしながら、必ずしも研究業績のみが絶対視される訳ではなく、その他の諸々の活動実績を踏まえつつ審査が行われ、一般的に内部から採用される傾向が強い（准教授から教授への昇進についても同様、後述）。近年は、教育研究支援や社会的活動の実績、対人関係や人物像といった研究業績以外の事項についても幅広く考慮に入れる傾向にあり、採用の在り方が多様化している（Musselin, 2005）。

¹³2009年の政令改正までは、国民教育省が公募を行っていた。

¹⁴専門家委員会は、大学評議会（CNU）の分科会に対応して設置される学問領域別の学内組織であり、学内において教員・研究員採用・昇進にかかる実質的な決定を行ってきた（Commission des finances, de l'économie générale et du plan, 2006 Musselin & Mignot-Gérard, 2001）。2008年に政令第2008-333号によって廃止された。

¹⁵学内の最高議決機関。教職員、学生、学外者（研究機関関係者、地域代表等）から構成され、学内構成員は選挙で選ばれる。諮問機関である学術評議会及び教務・学生生活評議会とともに三評議会を構成する。

2-4. 教授への昇進

教授職は、原則として大学が実施する公募によって採用される（政令第84-431条第42条第1項及び第49条）。但し、法学、政治学、経済学、経営学については、上級教員資格（アグレガシオン（agrégation））の全国試験を通じて採用されることも可能である（同第2項及び第48条）。

准教授として採用された後、公募に応じて教授に昇進又は教授として他大学に異動するためには、大学評議会（CNU）の資格審査に合格した上で、教授職への公募に応じなければならない（同第43条第1項）。教授の資格審査を受けるには、原則として、研究指導資格（habilitation à diriger des recherches: HDR）¹⁶を取得することが必要とされるが、それ以外に准教授や連携教員、研究機関の研究者等の経験・地位に基づいて申請することも可能である（同第44条）。また例外的に外国の大学で教授職相当にある者については、CNUの資格審査は免除される（同第43条第2項）。

公募による教授への昇進等は、准教授期間の研究及びその他の活動成果等に基づいて審査される。その手続は、准教授採用の手続とほぼ同様である。但し、昇進者の半数はCNUの評価順位に基づいて、残りの半分は大学（学術評議会）の決定に基づいて、それぞれ選考しなければならない（Beaud, 2009）。2009年の政令改正案は、当初、教員昇進の決定を大幅に大学に委ねることとし、教員の昇進にかかる選考は各大学の学術評議会の決定に全面的に基づくものとした。しかしこの提案は、昇進が大学執行部の恣意や情実に基づいたものになるといった強い批判を受け、最終的には省令によって従前通りCNUの評価に基づく昇進と各大学の決定に基づく昇進が同数に設定された（Beaud, 2009）。

他方、上級教員資格（アグレガシオン）を得るには、主として博士号又は研究指導資格（HDR）保持者を対象とする第一試験又は主として准教授を対象とする第二試験に合格しなければならない。試験の方式・内容は、第一・第二及び学問領域間で若干の相違はあるが、基本的には研究に関する業績や活動に基づく（Musselin, 2005）。本制度を実施する学問領域においては、上級教員資格を有することが教授になるための大原則であり、博士号はもとより研究指導資格（HDR）も上級教員資格を得るまでの段階に過ぎない。他方、機関による公募は存在しても僅かであって、採用されるとしても当該資格保持者よりもかなり遅い年齢となる（Godechot & Louvet, 2008）。上級教員資格試験に合格した者は、自己の学問領域の教授職に空きが出た場合、試験の成績結果の順に当該職に着任することができる。したがって、採用にあたって大学には選択権がない。

¹⁶博士号取得後の研究成果に基づいて授与される国家免状。かつての国家博士（doctorat d'État）。

2-5. その他の教員の採用

大学には、主として中等教育教員の上級資格（agrégation 及び certification）を持つ者（アグレジェ教員／セルテヒフィエ教員）¹⁷を対象として公募・採用される中等教育教員がいる。この主の教員の採用数は、各年800～900人程度である。

これらの教員は、採用後に博士号を取得すれば、選考手続を経て教員＝研究員の身分を獲得することが可能である。中等教育教員の中には、教員資格取得後、中等教育機関に勤務せずに大学の博士課程に登録し、非常勤教員を経て採用される者もある（Chevaillier, 2001）。一部の学問領域（歴史等）では、博士課程登録後に教育研究補助員（ATER）に採用され、博士号取得後に准教授採用を目指すことが常態化している（CNE, 2005 ; Musselin, 2001）。

3. 大学教員の能力開発¹⁸

フランスの大学では、教授法等に関する教員の能力開発は組織的には殆ど取り込まれず（Dejean, 2002）、また、それに関する研究や実践報告も非常に少ない（De Ketele, 2010）。若干ではあるが、大学内における個々の取組、大学間連携の取組等が1980年代から見られる程度である（大場, 2007）。1989年から設置された前述高等教育教員入門教育センター（CIES）は、教授法開発における初めての全国規模の取組であるが、対象となる者の数は限られており、その活動の範囲は限定的なものに止まっている（Paivandi, 2010）。フランスにおいて教授法等の能力開発が低調であることは、大学教員の採用・昇進において研究が重視され、その経歴において教育は「罰（pénalisation）」として受け止められてきた（IGAENR, 2006）と表されるように、教員＝研究員によって教育自体が軽視されてきたことを大きく反映している。そして、こうした事情は今日においても殆ど変化していない（IGAENR, 2010 ; Paivandi, 2010）。

しかしながら、他方において、高等教育が大衆化して多様な学生が進学するようになり、また、経済の知識基盤化を推進する欧州連合のリスボン戦略を受けて大学に対して学習成果の保証が問われるようになったこと等を背景として、大学における学習の改善を図る必要性が拡大してきている（IGAENR, 2006 ; Paul, 2006）。それにもかかわらず、フランスの大学では、“pédagogie”（学習・教授法）が議論される際の対象は主として個別指導（tutorat）等の学習支援が中心であり、教授法や教員の教授能力が議題に上がることは非常に少なかった。このことは、フランスにおいて学生に関する調査や研究が比較的活発に行われているのに対して、教員に関する研究が

¹⁷上級資格を持つ教員についてはフランス教育学会編（2009）参照。

¹⁸大学職員の能力開発については以前に大場（2007）にて比較的詳細にまとめた。その状況は今日まで大きく変わっていないので、本稿ではその概観の記述に止める。